

行政監査結果報告書

山都町監査委員 橋本 由紀夫

山都町監査委員 中村 五彦

目 次

1	監査の概要	3
2	経緯	4
3	検証	6
4	結果及び意見	7
5	むすび	7

凡 例

本報告書内における法律及び用語の略称は、次のとおりである。

- 1 法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- 2 指定期間：N 年 10 月 1 日～（N+1）年 9 月 30 日

1 監査の概要

地方自治法第199条第2項及び山都町監査委員に関する条例第5条の規定による行政監査

(1) 監査のテーマ

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消に関する監査」

(2) 監査の趣旨

令和7年9月26日の総務省通知¹（令和7年9月26日付け総税市第119号）「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消」に基づき、指定取消に関連する経緯と課題を検証し、業務改善を図ることを目的とする。

(3) 監査実施日

令和7年12月8日（月）、令和8年1月16日（金）

(4) 監査の実施場所

監査委員室

(5) 監査の対象及び実施方法

監査にあたっては、令和4年度から令和7年度の関係簿冊及び関係する資料等の提出を求め、併せて関係職員への質疑応答を通じて検証を行った。

(6) 主な着眼点

関係法令を遵守していたか。

業務体制は適切であったか。

¹（総務省通知令和7年9月26日付け総税市第119号「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて」抜粋）

（理由）

貴団体は、指定を受けていた令和5年10月1日から令和6年9月30日までの指定対象期間において、受領した第1号寄附金の額の合計額に対する募集に要した費用の額の合計額の割合は56.14%であった。

以上により、貴団体は、指定を受けていた令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間において、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号に掲げる基準に適合する団体ではなかったものと認められ、かつ、指定を受けていた令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間において、法第37条の2第2項第4号及び第314条の7第2項第4号に掲げる基準に適合する団体ではなかったものと認められる。

2 経緯

(ふるさと納税対象団体の指定取消までの主な流れ) R5.6～R7.9

R5.6.29

熊本県市町村課長 (令和5年6月29日付け市町村第366号)

「ふるさと納税に関する指定制度の運用について (照会)」 受理

県からの照会文に添付された総務省からの通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和5年6月27日付け総税市第65号)及びQ&A(同日付け総税市第66号)には、寄附金募集に要する費用に新たに募集に付随して生ずる事務として、ワンストップ特例に係る申請受付事務に要する費用や寄附金受領証発行事務に要する費用、ふるさと納税に関する業務を行う職員の人件費(他の業務と兼任の場合はふるさと納税に係る業務分)が追加された。

また、指定対象期間において募集に要する費用が5割を超過した団体は、当該指定対象期間の次の指定対象期間において、指定の取消しの対象となり得るものであることに留意する旨の明記あり。

R5.7.12

熊本県市町村課を通して総務省へ提出

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」の回答内容は下記のとおりである。(メールにて回答)

○令和5年10月からの指定対象期間 (見込額)

寄附金額 150,000 千円

募集に要する費用の総額 74,500 千円 (49.7%)

○令和4年4月～令和5年3月まで (決算見込額)

寄附金額 213,340 千円

募集に要した費用の総額 105,764 千円 (49.6%)

R5.10.30

熊本県市町村課

「ふるさと納税に関する市町村向け説明会」開催

総務省通知「ふるさと納税制度の適正な運用について(令和5年9月28日付け総税市第100号)」中、募集費用総額5割以下基準についての説明において、「令和5年10月1日から開始する指定対象期間において、募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過した地方団体については、令和6年10月1日から開始する指定対象期間において、指定取消しの対象となり得る旨の説明あり。指定取消基準が再確認された。

R6. 6. 7

熊本県市町村課（令和 6 年 6 月 7 日付け市町村第 245 号）

「ふるさと納税に関する現況調査について（照会）」において、担当課がメールにて回答した内容は下記のとおりである。

○令和 5 年度の決算見込額

寄附金総額 435, 392, 300 円

募集に要した費用の総額 246, 318, 508 円（経費率 56. 6%）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算額ではあるが、募集費用総額 5 割以下基準を超過しており、金額にして約 2, 862 万円の超過となっている。

R6. 7. 10

熊本県市町村課（令和 6 年 7 月 1 日付け市町村第 317 号）

「ふるさと納税に関する指定制度の運用について（照会）」受理
県からの照会文に添付された総務省からの通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和 6 年 6 月 28 日付け総税市第 67 号）及び Q&A（同日付け総税市第 65 号）には、募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の 5 割を超過した地方団体については、令和 6 年 10 月 1 日から開始する指定対象期間において指定の取消しの対象となり得るとの記載あり。

熊本県市町村課を通して総務省へ提出

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」の回答内容は下記のとおりである。（メールにて回答）

○令和 6 年 10 月からの指定対象期間（見込額）

寄附金額 550, 000 千円

募集に要する費用の総額 273, 350 千円（49. 7%）

○令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月まで（決算見込額）

寄附金額 435, 392 千円

募集に要した費用の総額 244, 095 千円（56. 1%）

○令和 5 年 10 月からの指定対象期間（見込額）

寄附金総額 500, 000 千円

募集に要した費用の総額 249, 500 千円（49. 9%）

R6. 10. 16

熊本県市町村課

「ふるさと納税に関する市町村向け説明会」開催

総務省通知「ふるさと納税制度の適正な運用について（令和6年9月26日付け総税市第95号）」において、今後、前指定対象期間中の最終実績（決算）に係る調査を予定していること、その調査結果において、募集費用が寄附金受領額の5割を超過したことが判明した地方団体については、指定取消しの対象となり得るので留意するよう説明あり。また、取消しとなった日から2年を経過する日の属する月まで申出書の提出が出来ないとのこと。

R7. 4. 22

熊本県市町村課を通して総務省へ提出

「募集費用総額5割以下基準に係る実績調査」の回答内容は下記のとおりである。

○前指定期間（令和5年10月1日～令和6年9月30日）の募集費用合計額

寄附金受領額	538,463,400円
募集費用の額	302,272,683円（募集費用割合56.14%）
超過額	33,040,983円（超過割合6.14%）

調査票提出後、熊本県市町村課を通して総務省とのやり取りがあった。（5割超過した経緯等の確認）

R7. 9. 26

総務省通知（令和7年9月26日付け総税市第119号）

「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消について」（通知）受理

3 検証

—監査の主な検証結果—

ふるさと納税寄附金制度の事務について、状況を聴取して検証した結果は以下のとおりである。

1. 制度への認識不足

担当課は、国から再三の注意喚起があつていたにも関わらず「5割以下基準」の認識が低く、返礼割合基準や地場産品基準等を優先し、寄附金額の増加を目指すことに意識が偏つてしまつていた。

2. 課内の業務体制の不備

課長職の単年度での異動に加え、職員の退職や休職等が重なり経験の浅い職員が担当せざるを得ない状況にあり、課内での協力・相談体制が不十分であつた。

3. 中間事業者との齟齬

委託事業者との間で具体的な経費削減協議が行われたものの、認識違いや履行期間の不一致により、問題解決には至らなかった。

4. 内部統制の欠如

課単独で業務が進められ、全庁的な連携が欠如していた。また、ミスを防ぐための内部統制が機能していなかった。

4 意見

—再発防止に向けて—

1. 業務体制と配置

適切な人員配置を行い、職員が相談しやすい職場環境を整備する。また、重要課題には全庁的な取り組みを求める。

2. 文書決裁及び文書管理の徹底

文書管理の電子化が進んでいるが、文書取扱規定に従って適切な管理を行い、公文書の取扱に対する認識統一のため、職員への徹底した指導、研修等を望む。

3. 法令遵守意識の向上

職員に対して法令や基準条件の遵守を周知徹底し、前例踏襲ではなく常に改善意識を持つよう求める。また、職員の資質向上に繋がる研修の充実を望む。

4. 再発防止に向けた内部統制の構築

町長が自らの責任で行政事務におけるリスクを特定・評価し、不正やミスを防ぐ仕組みを整備して運用できるよう内部統制機能の構築を望む。

5 むすび

質の高い行政サービスが求められる一方で、職員が担当業務の知識向上や自己研鑽にかける時間は限られている。その様な状況下において、法令や制度についての理解の欠如、法令遵守の認識の甘さが今回のふるさと納税の指定団体の取消に繋がったのではないだろうか。

本件は他の業務においても類似の事態が起り得る可能性を示唆しており、職員一人ひとりが法令遵守の意識を根本から見直す必要がある。

監査委員としても今回の事案を反省し、信頼回復と再発防止に向けた具体的な改善案を提言し続けたい。